

社会福祉法人藤沢ひまわり2017年度事業計画

1. 我国は、国連の「障害者権利条約」を2014年2月に批准し、2016年4月から「障害者差別解消法」の施行に伴い、民間事業者として不当な差別的な取扱いすることは禁止され、合理的配慮は努力義務となっており、より一層の利用者の権利擁護の意識を強く持って事業にあたらなければならない。それを、実現する為に以下に掲げる3つの項目を厳守することとする。

(1) 福祉サービス事業を実施する上での法的な根拠（利用者の権利擁護）

① 「社会福祉サービスの理念」(社会福祉法第3条)

社会福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

② 「社会福祉サービスの提供の原則」(社会福祉法第5条)

社会福祉を目的とする事業経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

③ 「社会福祉サービスの質の向上のための措置等」(社会福祉法第78条)

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受けられ者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(2) 法人の理念(定款に規定)

社会福祉法人藤沢ひまわり（以下、当法人）は、基本理念（設立目的）として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その人らしく安心して地域社会で生活ができるよう支援を行います。

当法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めて行きます。

◇ 「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域づくりをめざして」(法人パンフレットより)

(3) 法人の職員倫理綱領

◇ 私たちは、利用者の人としての尊厳を尊重します。

◇ 私たちは、利用者の人権と権利を擁護します。

◇ 私たちは、利用者の意思決定に至る過程を丁寧に支援します。

◇ 私たちは、利用者の個性(その人らしさ)と意思決定を尊重し、自己実現に向けた支援をします。

◇ 私たちは、業務上知り得た利用者に関する個人情報、ご本人の承諾を得ずに使用することはありません。

◇ 私たちは、利用者が地域社会でその人らしく生きていくために支援し、必要な社会資源を創出していくことで、豊かな地域社会の創造に努めます。

◇ 私たちは、日々のサービスや支援内容が適切であるかの振り返りを行い、自己評価と自己研鑽に努めます。

◇ 私たちは、専門職としての知識や技術の習得に努めるとともに、社会人としての良識の保持に努めます。

2. 事業内容

(1) 事業経営

◎第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業（個別給付事業）

- ①多機能事業就労移行支援事業「藤沢ひまわり」
- ②多機能事業就労継続支援事業B型「第1 藤沢ひまわり」
- ③多機能事業就労継続支援事業B型「第3 藤沢ひまわり」
- ④多機能事業就労継続支援事業B型「第2 藤沢ひまわり」
- ⑤共同生活援助「グリーンウェーブ湘南A」
- ⑥共同生活援助「グリーンウェーブ湘南B」
- ⑦共同生活援助「グリーンウェーブ湘南」
- ⑧共同生活援助「グリーンウェーブ」

(ロ) 相談支援事業(藤沢市委託事業・指定一般相談支援事業・指定特定相談事業・指定障害児相談支援事業)

- ⑨相談支援事業所「藤沢市地域生活支援センターおあしす」

(ハ) 地域活動支援センター（藤沢市地域生活支援事業）

- ⑩地域活動支援センターI型「藤沢市地域生活支援センターおあしす」
- ⑪地域活動支援センターIII型「ジョブサポートひまわり」

(2) 「藤沢ひまわりの今後の方向性と在り方」の進行管理

◇法人在り方検討会が、2016年度に作成した「藤沢ひまわりの今後の方向性と在り方」の進捗状況について評議員会及び理事会に報告し協議する。

(3) 評議員会の開催と議決

①定時評議員会の開催(6月)

- ◇期限
 - ・2016年度会計年度終了3ヶ月以内（6月中）
- ◇審議内容
 - ・各事業2016年度事業報告及び収支決算報告の審議
 - ・各事業2016年度事業及び収支決算の監査報告
 - ・定款第10条の事項について決議する。

②臨時評議員会の開催(3月)

- ◇開催時期
 - ・会計年度開始前（3月末）
- ◇審議内容
 - ・各事業2018年度事業計画及び収支予算書の審議
 - ・定款第10条の事項について決議する。

③必要に評議員会の開催

- ◇開催時期
 - ・必要に応じて開催
- ◇審議内容
 - ・定款第10条の事項について決議する。

(4) 理事会の開催と議決

①定時理事会の開催

- ◇期限
 - ・評議員会の開催の2週間前
 - ・2016年度会計年度終了3ヶ月以内（6月中）
- ◇審議内容

- ・各事業2016年度事業報告及び収支決算報告の審議
- ・各事業2016年度事業及び収支決算の監査報告
- ・評議員会の開催日時及び議題のについて

②臨時理事会の開催(3月)

◇開催時期

- ・会計年度開始前(3月末)

◇審議内容

- ・各事業2018年度事業計画及び収支予算書の審議
- ・評議員会の開催日時及び議題のについて

③必要に応じての理事会の開催

◇開催時期

- ・必要に応じて開催

◇審議内容

- ・法人事業の進行管理について
- ・評議員会の開催日時及び議題のについて

(5) 法人の定時事務手続き

①財務諸表及び事業報告書の作成

◇期限

- ・2016年度会計年度終了3ヶ月以内(6月末)

◇作成内容

- ・2016年度財務諸表及び各事業所事業報告書の作成

②法人監事監査の実施

◇期限

- ・会計年度終了3ヶ月以内(6月末)

◇監査

- ・監事は、法人監査項目に沿って、会計監査及び業務監査を実施し、監査報告書を作成する。

③資産総額変更登記

◇提出先

- ・横浜地方法務局湘南支局

◇提出期限

- ・2017年6月31日

◇提出書類(定時評議委員会承認前提)

- ・変更登記申請書
- ・財産目録
- ・その他必要書類

④市現況報告書等の提出

◇提出先

- ・市福祉総務課指導監査担当

◇提出期限

- ・会計年度終了3ヶ月以内(6月末)

◇提出書類

- ・2016年度現況報告書(所定様式)
- ・2016年度財務諸表
- ・2016年度全事業所事業報告

(6) 法人随時事務手続き

①定款変更

- ◇定款変更案件が生じたら理事会・評議員会に提案し承認を受け届出する

◇提出先

- ・市福祉総務課指導監査担当

◇提出期限

- ・遅滞なく

◇提出書類

- ・定款変更認可申請書
- ・議事録
- ・定款（変更前と変更後）

②定款変更の登記

- ◇期限
 - ・定款変更に関する所管課市長認可書の到着後、2週間以内
- ◇提出先
 - ・横浜地方法務局湘南支局
- ◇提出書類
 - ・登記に必要な書類

③理事と監事の選任

- ◇現任の理事と監事の任期は、2017年6月24日である。

④代表者の変更登記及び届出

- ◇代表の変更が生じたら理事会・評議員会に提案に承認を受けて届出する。
- ◇期限
 - ・代表選任後2週間以内に登記し、遅滞なく届出
- ◇提出先
 - ・横浜地方法務局湘南支局
- ◇提出書類
 - ・議事録及び役員承諾書と定款

(7) 財務管理

◎基本財産の固定資産（土地、建物）管理

◇基本財産（定款記載事項：2013年4月26日登記）

- 1, 000万円（定期預金）、法人設立基金、理事会承認決済
- ②土地(宅地)：藤沢市西俣野字大塚1925番の3
 - ◇面積：399.38㎡・2010年9月7日購入：購入価格1,813万円：法人名義登記完了
- ③建物：木造2建て
 - ◇延床面積：316.74㎡・2011年3月27日竣工：建物建築価格8,076万円：法人名義登記完了)

◎借入金償還管理(2017年3月31日現在)

①独立行政法人福祉医療機構

- 1) 設備・設備資金借入金 6,600 ◆貸付残高 4,334.4万円
 - ◇設備資金に関して県より借入金元本利子3/4、市より借入金元本1/4の補助あり。
 - ◇設備資金償還期限：2011年6月10日～2031年3月10日（毎月償還回数238回）
- 2) 土地取得資金借入金 1,200 ◆貸付残高 517.5万円
 - ◇土地購入資金償還期限：2011年12月10日～2020年12月10日（毎月償還回数109回）

②社会福祉法人神奈川県社会福祉協会

- ◇設備資金借入金 1,000 ◆貸付残高 700万円
- ◇設備資金に関して県より借入金元本3/4、市より借入金元本1/4の補助あり。
- ◇設備資金償還期限：2012年3月24日～2031年3月24日（毎年償還回数20回）

◎法人全体の収支バランスと資金計画

(8) 職員の人材育成及びメンタルヘルス相談員の配置

①職員人材育成

- ◇法人在り方検討会に外部から研修専門員を招聘し、人材育成の研修システムを構築する。
 - ・「藤沢ひまわりの今後の方向性と在り方」に掲げてある人材育成に関する課題の具体的な検討

◇評議員・理事・職員合同の研修会

- ・外部講師等に福祉関係制度等に関するテーマで研修会を評議員会・理事会で開催する。

◇法人合同職員研修会

- ・法人の在り方等に関する全体研修会(グループワークも含む)

◇外部研修会

- ・福祉介護職員処遇改善加算を取得するので、職員の研修会参加を必修とする。
- ・県精進基礎研修会には、採用3年までの職員は必修として参加する。
- ・外部研修会には、全職員が課題持って年1回以上の研修会に参加することを必修とする。

②職員メンタルヘルス相談員の配置

- ◇「藤沢ひまわりの今後の方向性と在り方」に掲げてあるメンタルヘルス相談員を配置し、ストレスチェックを定期的に行い、必要に応じて職員の個別面談を行う。

(9) 権利擁護

◎藤沢障害福祉法人協議会苦情解決システムの参加と連携

＜藤沢障害福祉法人協議会（構成団体及び委員）

- ①社会福祉法人 光友会 理事長 五十嵐 紀子(代表・事務局)
- ②社会福祉法人 育成会 理事長 石川 修
- ③社会福祉法人 マロニエ会 理事長 伊澤 興子
- ④社会福祉法人 ひばり 理事長 鈴木 喜代美
- ⑤社会福祉法人 創 理事長 相澤 康幸
- ⑥社会福祉法人 藤沢ひまわり 理事長 田中 文子
- ⑦社会福祉法人 エール湘南 理事長 新保重五郎
- ⑧社会福祉法人 県央福祉会 理事長 佐瀬 睦夫

＜藤沢障害福祉法人協議会「第三者委員」

- ①大島正寿(弁護士) ②宇久田進治(税理士) ③秋田晃(元養護学校教諭)
- ④保田 俊行(元善行市民センター長) ⑤内田 孝弘(福祉専門学校教諭)

＜苦情解決責任者：戸高総合施設長

＜苦情受付担当者：各事業所長

＜藤沢障害福祉法人協議会幹事会委員：戸高総合施設長

＜藤沢障害福祉法人協議会防災担当委員：戸高総合施設長

◎法人職員倫理綱領を順守し、利用者への権利擁護に努める。

- ◇各事業所内に、倫理綱領を掲示し、周知を図る。
- ◇年1回、各事業所において職員全体で倫理綱領が順守出来たか検証する。

◎個人情報保護法に基づき個人情報の取り扱いが適切に行われる体制づくりに努める。

- ◇法人顧問弁護士に法人在り方検討会に出席して頂き具体的な体制づくりを行う。

(10) 災害対策

◎法人防災対策委員会

- ◇原則年2回開催する。
- ◇委員会構成は、各事業所の防災担当者と専門支援員とし、委員長は船山敏一藤沢ひまわり所長とする。
- ◇検討内容は、災害対策マニュアルの共有化と各事業所での課題整理とマニュアルの改版を行う。
- ◇法人として災害に備え合同防災訓練を年1回行う。

◎藤沢障害福祉法人協議会の会員として災害に対する協議をし連携を図る。

- ◇年1回の防災担当者会議に、法人防災対策委員長が出席し、他法人事業所との課題共有と連携を図る。

(11) 広報事業

◎ホームページ

- ◇法人の定款、事業内容、収支決算書、財産目録、貸借対照表の掲載と随時更新。

◎賛助会会報

- ◇年1回発行

(12) 感染症対策

- ◇厚生労働省の感染症対策に係わるガイドラインに沿って感染予防対策を各事業所で実施する。

(13) 法人事業に関する委託先

①会計・税務（税理士顧問契約）

- ◇受託者：宇久田進治税理士事務所
- ◇契約期間：2016年4月1日～2017年3月31日(1年間自動契約)
- ◇報酬費：月額顧問料20,000円（消費税含み21,600円）
- ◇税理士事務所の担当者（志村氏）による、月1回訪問による助言指導。
- ◇行政監査指導の立会い

②保険加入（委託契約）

◇エイムコンサルティング（尾形明夫）

- ・法人所有車両保険加入
- ・法人事業所建物火災保険加入(盗難補償等)
- ・普通障害保険加入（施設外）
- ・施設賠償保険加入(県精連加入)

③法律顧問（法律顧問契約）

◇受任者：菊地哲也弁護士

◇契約期間：2015年6月15日～2017年6月14日(2年間)

◇法律顧問料：月額35,000円(消費税含み：37,800円)

◇法的相談

- ・各事業所訪問による法的な相談(職員との懇談)
- ・各事業所の契約書等の法的根拠のチェック
- ・法人として課題整理(事務局会の出席)

④防犯防火等警備（委託契約）

◎セコム

◇防犯

- ・事業所：第1 藤沢ひまわり、第2 ひまわり、おあしす

◇防火（自動火災報知機）

- ・事業所：第1 藤沢ひまわり、グリーンウェーブ湘南A、グリーンウェーブ湘南B、第3 藤沢ひまわり
グリーンウェーブ湘南、グリーンウェーブ
- ・消防用設備等定期点検、結果報告書の所管消防署への提出

⑤労務管理（委託契約）

◇受託者：倉田社会保険労務士事務所

◇契約期間：2017年1月1日～2017年12月31日(1年間自動契約)

◇報酬費：月額顧問料10,000円（消費税含み10,800円）

◇法令に基づく労務管理・相談業務他（労使・労働問題他）

⑥登記（随時契約）

◇金子司法書士事務所

- ・定款変更登記の横浜法務局湘南支局の届出
- ・役員改選登記に伴う横浜法務局湘南支局の届出

⑦車両関係（随時契約）

◇広栄自動車

- ・車検管理
- ・車両修理

⑧法人所有車両ロードサービス(各車両毎加入)

◎JAF

◇法人会員入会：2014年2月開始(1年毎更新、自動引き落とし)

◇法人所有車両台数10台

- 1) 第1 藤沢ひまわり5台(軽ワゴン：2台、ワゴン車8人乗り1台、9人乗り1台、10人乗り1台)
- 2) 第2 ひまわり1台(普通車5人乗り：1台)
- 3) 第3 藤沢ひまわり2台(軽ワゴン：1台、ワゴン車10人乗り1台)
- 4) ホーム1台(軽ワゴン：1台)
- 5) おあしす1台(軽：1台)

⑨借家借地契約

1) 賃貸人：鈴木みい子

◎事業所：①グリーンウェーブ湘南A②グリーンウェーブ湘南B③第3 藤沢ひまわり

◇所在地：西富368-1

◇契約期間：2011年10月1日～2021年9月30日(10年間)

◇各家賃月額200,000円

◎事業所：④グリーンウェーブ湘南⑤グリーンウェーブ

◇所在地：西富368-2

◇契約期間：2011年10月1日～2021年9月30日(10年間)

◇各家賃月額300,000円

◎駐車場：上記5事業所

◇所在地：西富368-3

◇契約期間：2011年10月1日～2021年9月30日(10年間)

◇各駐車場料金月額5,000円

2) 賃貸人：米山英一郎氏(管理会社：ライン管理)

◎事業所：第2ひまわり

◇所在地：藤沢1-3-26

◇契約期間：2014年7月1日～2017年6月30日(3年間)

◇家賃月額200,000円(駐車場料金2台分は家賃に含まれている)

3) 賃貸人：中野辰三氏(管理会社：サクラダ不動産)

◎事業所：おあしす

◇所在地：藤沢1063-13中野ビル

◇契約期間：2015年4月1日～2017年3月31日(2年間・更新時1カ月賃貸料支払)

①4階

・家賃月額：162,000円(家賃150,000円・消費税12,000円含み)

・共益費月額：16,200円(共益費15,000円・消費税1,200円含み)

(合計月額：178,200円)

②3階

・家賃月額：183,000円(消費税及び共益費含み)

◇総合計月額：361,200円

4) 賃貸人：新倉義明氏

◎駐車場：事業所(おあしす)

◇所在地：藤沢1064

◇契約期間：2016年8月1日～2019年7月31日(3年間)

◇駐車場料金：40,000円(2台分)

6) 賃貸人：有限会社マルマ(管理会社：株式会社東峰地所)

◎駐車場：事業所(おあしす)

◇所在地：本町2-1155-2 区画№3・№4

◇契約期間：2017年4月1日～2018年3月31日(1年間後継続更新)

◇駐車場料金：27,000円(13,500円×2台分)